

新公立病院改革プランの概要

団体コード	078492
施設コード	

団体名		公立小野町地方総合病院企業団							
プランの名称		公立小野町地方総合病院企業団新改革プラン							
策定日		平成 29 年 3 月 21 日							
対象期間		平成 29 年度 ~ 平成 32 年度							
病院の現状	病院名	公立小野町地方総合病院企業団		現在の経営形態		公営企業法全部適用			
	所在地	福島県田村郡小野町大字小野新町字槻木内6番地2							
	病床数	病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計	
			60	59				119	
	一般・療養病床の病床機能	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計	※一般・療養病床の合計数と一致すること		
診療科目	内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、泌尿器科、婦人科、リウマチ科、皮膚科、眼科、耳鼻科、麻酔科 (計12科目)								
(1) 地域医療構想を踏まえた役割の明確化	① 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割(対象期間末における具体的な将来像)	地域の中核病院として、当地域の急性期・慢性期・在宅医療を担う。また、公立病院として、人工透析や近隣に不足する眼科、耳鼻科、皮膚科、泌尿器科、形成外科等の不採算医療を担い、一般病床の他に、療養病床を有するケアミックス型の病院機能を維持する。入院機能を生かした、高度・先進医療を担う大規模病院と自宅又は各種老人福祉施設等をつなぐ架け橋的な役割であり、少子化対策も含め地域の発展に欠かすことのできない地域医療の中核施設としての役割にある。今後この機能を継続して行くと共に、医師確保に努め、地域で要望の高い救急医療、休日夜間診療の再開を図りたい。							
	平成37年(2025年)における当該病院の具体的な将来像	利用率の高い現状の病床機能を維持しつつ、訪問診療・訪問看護などの在宅医療も継続しながら救急医療、休日夜間診療の提供を図る。							
	② 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割	高度医療・急性期医療実施機関の受け皿として、在宅医療を中心とした慢性期医療にも重点を置き、行政や地域における他の医療機関・介護施設等との協力・連携を行いながら、高齢者が安心・安全に生活できる医療の提供を目指す。							
③ 一般会計負担の考え方(繰出基準の概要)	① 各構成市町村の負担割合は、これまで同様、公立小野町地方総合病院企業団規約に規定された分賦割合により決定する。 ② 負担額は、議会経費等の一部経費を除いて、総務副大臣通知の繰出し基準に基づき算定するものとする。 ・病院の建設改良に要する経費(建設改良費、企業債元利償還金等の2分の1の額(ただし、平成14年度までの企業債元利償還金等にあっては3分の2)) ・不採算医療提供分(繰出基準に関する総務省通知の考え方に基づき、項目ごとに地方財政計画上の単価又は地方交付税単価を用いて算定することを基本とする。) ③ ただし、高額な医療機器の整備・病院施設の大規模な整備に要する費用及び医師確保に要する費用については、その都度協議し決定するものとする。 ④ 小野町病院の財務の状況については、担当課長会議等を通じ各構成市町村と連絡を密にし、必要な情報の共有を図ることとする。								
④ 医療機能等指標に係る数値目標									
1)医療機能・医療品質に係るもの		26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
救急受入件数		91	62	70	70	80	90	100	
手術件数		19	53	30	30	40	50	50	
訪問診療件数		477	464	470	460	470	480	490	
訪問看護件数		3,545	3,360	3,360	3,400	3,450	3,500	3,550	
2)その他		26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
総合相談件数		313	327	350	370	400	400	400	
紹介率		11.4%	11.9%	12.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%	
⑤ 住民理解のための取組		地域の皆さまから信頼され必要とされる病院をめざし、医療水準の向上や患者サービスの一層の向上を図り、ホームページや広報紙の活用等により、地域住民の医療や健康に対する意識の啓発を推進するとともに、より安心で信頼できる質の高い医療の提供に努めます。							

① 経営指標に係る数値目標	経営指標に係る数値目標								
	1) 収支改善に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	經常収支比率(%)	100.8%	99.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.5%	101.5%	
	医業収支比率(%)	88.4%	81.3%	84.9%	85.8%	85.8%	86.1%	88.4%	
	修正医業収支比率(%)	82.2%	83.1%	84.7%	85.1%	85.1%	85.6%	87.7%	
	2) 経費節減に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	職員給与費(%)	57.8%	54.3%	57.2%	57.6%	57.6%	57.0%	55.8%	
	材料費比率(%)	30.0%	31.5%	33.1%	32.1%	32.1%	32.1%	31.7%	
	委託費比率(%)	11.5%	21.3%	10.6%	10.7%	10.7%	10.7%	10.0%	
減価償却費比率(%)	1.5%	9.3%	9.9%	9.3%	9.3%	9.4%	8.9%		
3) 収入確保に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	
1日当たり入院患者数	104.1	106.3	107.4	107.5	107.6	107.3	107.5		
1日当たり外来患者数	144.8	166.7	150.6	150.7	151.4	150.4	151.0		
患者1人1日当たり診療収入(入院)	20,551	21,729	21,805	21,148	21,137	21,136	21,145		
患者1人1日当たり診療収入(外来)	15,813	17,112	19,906	18,339	18,323	18,313	18,312		
医師1人当たり入院診療収入	685,865	565,887	642,984	713,043	713,043	713,043	713,043		
看護1人当たり入院診療収入	49,502	53,034	57,305	54,795	56,875	56,720	58,353		
病床利用率(%)	87.5%	89.3%	90.2%	90.4%	90.4%	90.2%	90.4%		
4) 経営に安定性に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考	
医師数	2	4	3	3	4	4	4		
現金保有残高	451,562	453,825	450,000	450,000	450,000	450,000	450,000		
企業債残高	802,596	743,621	579,689	491,972	408,039	376,069	370,081		
上記数値目標設定の考え方	健全運営をを基本に、現段階で推計できる内容で目標設定を行った。常勤医師が不足しており、その確保状況により目標数値はかなり左右される可能性がある。								
② 經常収支比率に係る目標設定の考え方(対象期間中に經常黒字化が難しい場合の理由及び黒字化を目指す期間、その他目標設定の特例を採用した理由)	平成20～27年度までの8年間の状況を見ると、平成22年度の東日本大震災、平成27年度の新病院建設移転に関連する經常赤字以外は全て黒字化できており、經常収支比率100%超で推計したが、常勤医師の確保状況によっては目標数値はかなり左右される可能性があるため、医師確保に最大限の力を注いでいく必要がある。								
③ 目標達成に向けた具体的な取組(どのような取組をどの時期に行うかについて、特に留意すべき事項も踏まえ記入)	民間経営手法の導入	効率性、採算性などを十分に精査し、外部委託の可能性について検討。また、部門別収支管理、医療行為別収支管理を徹底し収益性の向上を図り、人事評価制度についても導入準備中である。							
	事業規模・事業形態の見直し	事業規模については、前プラン期間中に段階的に71床を減床し、病床機能の見直しについても行ったところであり、また、経営形態については平成22年4月に「地方公営企業法の全部適用」を行ったところである。今後、大きな変化が発生し必要と判断される場合には、改めて検討することとし現状のまま堅持していくこととする。							
	経費削減・抑制対策	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の採用促進 ・委託内容、委託先及び契約方法等の全般的な見直し ・医療安全の確保、医療の質や患者サービスに十分配慮した上での業務の効率化及び業務量の適正化による人件費節減への取り組み 							
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤医師の確保 ・高度医療機器の稼働率向上 ・診療報酬の改定や健康保険法等の改正への的確な対応と診療報酬の請求漏れや減点の防止 ・未収金の未然防止と早期回収 							
	その他	地域住民・患者の皆様の医療ニーズ等に対し柔軟性をもって即応する。							
④ 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等	別紙1記載								

別記1

(3)再編・ネットワーク化	当該公立病院の状況	<input type="checkbox"/> 施設の新設・建替え等を行う予定がある <input type="checkbox"/> 病床利用率が特に低水準(過去3年間連続して70%未満) <input type="checkbox"/> 地域医療構想等を踏まえ医療機能の見直しを検討する必要がある	
	二次医療又は構想区域内の病院等配置の状況	当病院が位置する地域には病院・病床数が少なく、救急医療機関もまた少ない状況にあるため、郡山市等への医療依存・救急医療依存度が高く、また、分娩施設にいたっては存在しないといった状況にあり、医療機能の強化や二次救急医療体制の充実が求められている。このような状況の下、当病院は平成26年度に新築移転し、この地域において必要不可欠とされる唯一の中核病院であり、地域住民からは医師確保に努めるとともに、医療機能・救急体制の充実を図ることが求められている。	
(4)経営形態の見直し	当該公立病院に係る再編・ネットワーク化計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、 ①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
			当病院が位置する地域には病院・病床数が少なく、救急医療機関もまた少ない状況にあるため、郡山市等への医療依存・救急医療依存度が高く、また、分娩施設にいたっては存在しないといった状況にあり、医療機能の強化や二次救急医療体制の充実が求められている。このような状況の下、当病院は平成26年度に新築移転し、この地域において必要不可欠とされる唯一の中核病院であり、地域住民からは医師確保に努め、医療機能・救急体制の充実を図ることが求められている。引き続き近隣施設等との患者紹介や高度医療機器の共同利用など、今後も地域全体で必要な医療サービスが提供されるよう連携していくとともに、保健・介護・福祉も含め、市町村や近隣施設とのネットワーク化を図っていく。また、県中地区医療圏は一般病床の自足率は高いが回復期及び慢性期病床が不足となっているため、当院が位置する田村地域内に病院間での課題や機能等を含めた連携協議の場を立ち上げる等、田村地区内・圏域内の医療機関との連携を密にして、その機能の変化に対応しながら効率的な医療提供を図っていく。再編にあたっては広域的な取組が必要であり、複数の自治体・病院が複雑に関係する問題でもあるため、今後必要と判断される場合には県の指導をいただきながら検討することとしたい。
(5)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況	経営形態の現況 (該当箇所)に✓を記入)	<input type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態の見直し(検討)の方向性(該当箇所)に✓を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
※点検・評価・公表等	経営形態見直し計画の概要 (注) 1詳細は別紙添付可 2具体的な計画が未定の場合は、 ①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>
		平成22年4月	地方公営企業法全部適用実施 経営形態の見直しについては、経営状況・地域内住民動向・医師確保状況等により、大きな変更が想定される場合には当院内運営会議で協議・検討後、構成市町村の担当課長等で構成された幹事会において検討を行い、構成市町村長・議会の承認を得て実施。
(5)新改革プラン策定に関する都道府県からの助言や再編・ネットワーク化計画策定への都道府県の参画の状況	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	・地域医療構想策定に関連する情報の提供及び改革プラン作成に関する指導。 ・県庁内での部局を越えた連携体制での支援。	
	点検・評価の時期(毎年〇視頃等)	改革プラン評価委員会による点検評価。 詳細についてはホームページ、概要については病院広報紙で公表。	
	公表の方法	毎年、9月ごろ。 ホームページ及び病院広報紙	
その他特記事項	地域の中核病院として安全で質の高い医療を提供するとともに、財務内容の改善を図り、公的な病院としての使命を果たしていくための経営基盤の確保に努めている。 福島県が策定する「地域医療構想」と齟齬が生じた場合など、必要に応じて計画を見直すこととする。		